

○鳥羽志勢広域連合事務分掌規則

〔平成11年4月1日〕
規則第1号

改正 平成13年5月16日規則第4号 平成16年10月1日規則第8号

平成26年3月28日規則第1号 平成28年3月31日規則第6号

（趣旨）

第1条 鳥羽志勢広域連合課設置条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）における事務処理については、別に定めるもののほかこの規則で定めるところによる。

（係）

第2条 条例第1条に規定する課に係を置く。

（分掌事務）

第3条 前条に規定する係の名称及び分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

（職制及び職務）

第4条 包括的な事務を掌理するほか特定の事務を処理するため、広域連合事務局に事務局長（この条において「事務局長」という。）を置く。

2 事務局長は、上司の命を受けて前項に定める事務を掌理する。

第5条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け所管の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第6条 課に必要な応じ、課長補佐、主幹、係長、主査及び係を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、課の事務を処理する。

3 主幹は、課長を補佐し、上司の命を受けて担当事務を処理する。

4 係長は、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、その事務を処理するため担当の職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け担当事務を処理する。

6 係は、上司の命を受け担当事務を処理する。

（職務代理）

第7条 課長に事故あるとき又は、不在のときは、課の中で最も上席の職員がその

職務を代理する。この場合において、同じ職務級の職員が2名以上あるときは、あらかじめ課長が定めるところにより主掌する事務についてその職務を代理する。

（労務職員の職務）

第8条 労務職員の職務は、自動車の運転業務、清掃作業及び一般労務とする。

（職員の仕事分担）

第9条 課長は、課内職員の仕事の分担を定め広域連合長に報告しなければならない。

2 各職員は、仕事処理に当たり分担外の仕事であっても、その緩急に応じ互助しなければならない。

（事務所管の決定等）

第10条 所掌区分の明らかでない仕事については、広域連合長が主務課を指定する。

2 広域連合長は、臨時又は特殊な仕事について必要と認めるときは、担当外の仕事进行处理させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月16日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第8号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課名	係名	事務内容
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域計画に関すること。 2 条例、規則等の審査及び整備に関すること。 3 広域連合事務の調査に関すること。 4 広域連合議会に関すること。 5 文書及び公印の管守に関すること。 6 情報公開に関すること。 7 行政不服審査に関すること。 8 職員の人事及び給与に関すること。 9 予算及び財務に関すること。 10 選挙管理委員会に関すること。 11 監査委員に関すること。 12 会計管理者の職務権限に属する事務処理の補助に関すること。 13 入札執行に関すること。 14 工事の検査に関すること。 15 他の課の所管に属さないこと。
環境課	管理整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ処理施設の設置に関すること。 2 ごみ処理施設の管理運営に関すること。
衛生課	管理整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置に関すること。 2 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の管理運営に関すること。 3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬（中継業務）に関すること。
介護保険課	介護保険係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護認定審査会の設置運営に関すること。 2 要介護認定、要支援認定、更新等に関すること。 3 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関すること。